

○大府市違反對象物の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市火災予防条例（昭和45年大府市条例第91号）第47条の2並びに大府市火災予防条例施行規則（昭和45年大府市規則第92号。以下「規則」という。）第10条及び第11条の規定に基づく公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、大府市火災予防査察違反処理規程（平成18年大府市消防本部訓令第3号。以下「規程」という。）において使用する用語の例による。

(公表の対象となる違反の取扱い)

第3条 公表の対象となる違反（以下「公表対象違反」という。）は、規則第10条第1項に規定する公表の対象となる防火対象物において、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備（これらの設備に代えて用いることができる消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を含む。）が設置されていないこととする。

2 前項の規定は、政令第8条又は第9条の規定により一の防火対象物とみなされる部分にあつては、当該部分ごとに適用する。

(公表の手続)

第4条 予防課長は、規程第4条に規定する査察により公表対象違反を確認したときは、その結果を公表調査報告書（第1号様式）により消防長に報告するものとする。

2 消防長は、前項の規定による調査の結果に基づき、公表の要否等を決定する。

3 消防長は、前項の規定により公表の実施を決定した場合は、公表対象違反がある防火対象物の関係者に対し、公表通知書（第2号様式）を交付する。

4 消防長は、前項の規定により関係者に対し公表通知書を交付したときは、受領書（第3号様式）に記名させるものとする。

5 消防長は、受領拒否等の事由により直接関係者に対し公表通知書を交付できない場合は、郵便法（昭和22年法律第165号）第47条の規定に基づく配達証明の取扱いにより送付することとする。

(公表の時期)

第5条 消防長は、公表予定日において、公表対象違反が継続していると認められる場合は、規則第11条の規定に基づき、公表するものとする。

(是正の確認)

第6条 消防長は、関係者から公表対象違反を是正した旨の連絡を受けた場合は、予防課長に是正状況を確認させるものとする。

2 予防課長は、公表対象物（現に公表している防火対象物をいう。以下同じ。）の公表対象違反が是正されたことを確認した場合は、公表対象違反是正報告書（第4号様式）により、消防長に報告するものとする。

(公表情報の削除等)

第7条 消防長は、公表対象違反が是正されたことを確認した場合は、公表情報を削除するものとする。

2 消防長は、公表対象物に複数の公表対象違反が存する場合において、いずれかの違反が是正されたことを確認したときは、その都度、是正された公表対象違反に関する公表情報を削除するものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

消 防 長

予 防 課 長

公 表 調 査 報 告 書

公表対象違反について調査した結果を、次のとおり報告します。

防火対象物 台帳番号				
防火対象物の 名称・所在地	フリガナ 名 称			
	フリガナ 所在地			
防火対象物の 状 況	用 途	項	構 造	造
	階 層 (地上・地下)	地上 階 / 地下 階		
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
特別査察 実施日	違反確認	年 月 日		
公表対象違反 に関する事項	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備			
違反状況				
公 表	公表通知書交付予定日		公表予定日	
	年 月 日		年 月 日	
備 考				

注 該当する□内には、レをつけること。

様

大府市消防長

印

公表通知書

あなたが所有・管理・占有する防火対象物に関して、 年 月 日火災予防査察結果通知書により通知した消防法令違反のうち、現に違反が認められるものについて、大府市火災予防条例第47条の2の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

1 公表する事項

防火対象物の 名称及び所在地	名 称	
	所 在 地	
公表の対象となる 違反の内容		
そ の 他		

2 公表の方法

大府市消防本部のホームページへの掲載

3 公表予定日

年 月 日

4 その他

上記1の公表の対象となる違反を是正した場合は、次の問合せ先へ連絡してください。公表日前に違反の是正を確認したときは、当該違反の内容については公表しません。また、すでに公表している場合は、当該違反の内容を上記2のホームページから削除します。

問合せ先

大府市消防本部 予防課

電話 0562 (47) 2208

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

大府市消防長 殿

住 所
氏 名

受 領 書

年 月 日付け 大予第 号の公表通知書は、確かに
受領しました。

年 月 日

消 防 長

予 防 課 長

公 表 対 象 違 反 是 正 報 告 書

公表対象違反の是正について調査した結果を、次のとおり報告します。

防火対象物 台帳番号				
防火対象物の 名称・所在地	フリガナ 名 称			
	フリガナ 所在地			
防火対象物の 状 況	用 途	項	構 造	造
	階 層 (地上・地下)	地上 階 / 地下 階		
	建築面積	m ²	延べ面 積	m ²
特別査察 実施日	違反確認	年 月 日		
公表違反 に関する事項	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備			
違反公表日	年 月 日			
公表対象違反 是正確認日	年 月 日			
是正内容				
備 考				

注 該当する□内には、レをつけること。